

## 手形の主たる債務の時効消滅と償還義務

朝 山 善 成

一、

為替手形の引受人又は約束手形の振出人に対する手形所持人の手形債権の消滅時効は三年であり、裏書人等遡求義務者に対する所持人の手形債権の消滅時効は一年であり、再遡求の場合は六カ月である（手形法第七〇条、七七条一項）。ところで約束手形の所持人の手形上の債権は、振出人に対するものより裏書人に対するものの方が先に消滅時効に罹るのが通常であるが、事情によっては裏書人に対する手形債権の消滅時効が中断されている間に、振出人に対する手形債権の消滅時効が完成する場合があります。

手形の主たる債務者に対する手形債権が消滅時効に罹った場合に、裏書人等遡求義務者に対する手形債権も存続しえず消滅すると解するのが通説判例である。しかし右の解釈に対して従前から反対説がなかった訳ではないし、通説判例には理論的にもまた結論的にも疑問がある。後出の最高裁昭和五七年七月一五日付判決の事例は右の解釈に再考の機会を提供するものと考えられる。

以下右の点について述べる。

一、

まず従前よりの学説を整理する

- (一)、田中耕太郎手形小切手法概論一九頁、「為替手形の引受人、約束手形の振出人の債務が時効で消滅したのちなお償還義務が時効期間内存続手形の主たる債務の時効消滅と償還義務

手形の主たる債務の時効消滅と償還義務

するか又は全然消滅するか。この点に關し學説は岐るるも私は償還義務が第二次的のものなる点及び償還義務者が有効な手形と引換にのみ償還をなすを得る点から消滅するものとする説に左袒する。」

(二)、石井照久、鴻常夫手形法小切手法商法Ⅳ一二二頁、鴻常夫ジュリスト六九二号、右同旨。

(三)、田中誠二手形小切手法詳論上卷二六二頁、「引受人または約束手形の振出人に対する手形金額請求権が時効消滅したときには、償還請求権は手形金額請求権を主たる権利とする従たる権利である性質を有するから、手形金額請求権の時効消滅により償還請求権も同時に消滅する。理由(1)手形金額請求権と償還請求権とは択一的關係にたつ手形上の主たる権利であつて、後者は前者の相手方の変化したものと解するのが相当と思ふものであるから、この兩者の關係は一般の保証債務の主たる債務に対する關係よりもさらに密接であると解すべきこと、(2)手形法第五〇条は遡求権行使の前提条件としては有効な手形の存在するのを要する趣旨であること、(3)所持人が手形金額請求権の時効中断しないで、主たる債務者の責任を追及できないようにしたのであるから、所持人はその不利を受けても致し方ないこと、(4)手形上の主たる債務の時効消滅による手形債権者の損失は後述の利得償還請求権の制度(手八五)によつて救済されるべきものであつて、遡求権の無理な存続を認める方法によるべきものではない。」

四、竹田省手形法小切手法六九頁

「主たる債務者即ち為替手形の引受人、約束手形の振出人に対する権利が時効により消滅したるときは、手形の所持人その他の後者はその前者に対する遡求権を失ふこととなる。これ遡求権を行使するには手形を返還することを要し(手五〇)、しかもその手形は所謂健全な手形たることを要する結果であり、時効により遡求権が消滅するのではない。」

五、鈴木竹雄手形法小切手法三〇九頁

「約束手形の振出人に対する時効が完成すれば遡求権を行使しえざるにいたるものと解すべきである。手形法五〇条一項が遡求権の行使に手形の返還を要求しているのは、償還したものにその求償を可能ならしめるためのものであるから、このように内容が損われた手形を返還して償還を求めることはできないと解すべきである。中断しないで時効にかけ主債務者の責任を追求しえないようにした所持人は不利益を受けても仕方がない。」

(六)、注釈手形法小切手法大隅健一郎、河本一郎三九二頁

結論右同旨、「手形法五〇条一項が遡求に当り手形の返還を要求しているのは、受戻者をしてさらにその権利を行使することを可能ならしめんと趣旨に基くと解されるからである。」

(七)、梶山淳ジュリスト六九三号一二六頁

結論右同旨

(八)、前田庸判例タイムス五〇五号二〇二頁

結論右同旨

(九)、伊沢孝平手形法小切手法二二三～四頁

主たる債務の時効消滅は償還義務に影響を及ぼさない。

理由①主債務が支払免除によって消滅すれば償還義務も亦消滅するのは、手形関係がその終局目標とする金銭支払の目的を遂げたからである。然るに主債務の時効消滅は右の目的を果さしむるものではない。②主債務と償還義務との間には主債務と保証債務との如き主従関係なきのみか、その成立に於ては、一の無効は他の効力に全く影響なきものであり、その存続上も別様に解すべき理由なく(時効中断の相対的効力を併せ考えられたし)③手形法五〇条に所謂手形はその外觀上手形たる形式を有すれば足り、主たる債務を化体するの要はない。けだし償還請求上手形の引渡を必要とするは二重弁済を避けしめ且つ更に再償還の請求をなすの便宜を供するためであるからである。④尚手形時効期間の短期なること、手形時効の中断には手形の呈示を伴へる請求を必要とすること判例なること及び手形所持人には可能なるべきあらゆる救済手段を与えて手形制度の目標とする金銭の支払を確得すべきこと等諸点を併せ考えて(右の結論とする。)

以上学説(一)～(八)が通説とされているのであるが、その理由とするところは、

(1)、手形の償還義務は主たる債務に従たるもので主たる債務が消滅すれば従たる償還義務も消滅する

(2)、手形法五〇条で償還義務者に手形の受戻を要求することを認めるのは、再求償のためであり、主たる債務が時効消滅した手形では償還義務者が主たる債務者に求償請求できないので償還義務も消滅する

手形の主たる債務の時効消滅と償還義務

手形の主たる債務の時効消滅と償還義務

という二点である。

三、

次に判例を摘示する

(一)、大審院昭和八年四月六日付判決民集一二卷六号五五一頁は「手形を償還セシムルコトハ償還ヲ為シタル者ヲシテ再ビ有効ナル手形所有権ヲ取得セシメテ更ニ之ヲシテ手形ノ所持人又は償還請求者トシテノ権利ヲ行使シ得ヘキ地位ニ復セシムルモノナルコトヲ知り得ヘキト共ニ償還請求者カ如上書面ヲ引渡スコト能ハサルカ為メ償還ヲ為ス者カ其ノ前者ニ対スル完全ナル権利ヲ取得スルコト能ハサル場合ニ於テハ其ノ者ノ償還ノ請求ニ応スルノ義務ナキモノト解スヘク、約束手形ノ振出人ノ義務カ時効ニ因リ消滅シタル場合ノ如キハ其ノ手形ノ所持人ハ振出人ヨリ時効ヲ援用セラルルカ為メ其ノ権利ヲ行使シ得サルコトアルヘキハ之ヲ予想スルニ難カラサル所ニシテ償還ヲ為ス者ハ此ノ如キ手形ヲ取得スルモ其ノ前者ニ対シ完全ナル手形上ノ権利ヲ取得スルニ由ナキヲ以テ如上約束手形ノ所持人ハ其ノ前者ニ対シテ償還ヲ求ムルヲ得サルモノナリト云ハサルヘカラス」とする。

(二)、大審院昭和十二年八月一〇日付判決法律新聞四一八一号一一頁は「……又手形ノ裏書人ハ其ノ償還義務ヲ履行スルコトニヨリ手形ヲ取得シ以テ其ノ以前ニ有シタル手形上ノ権利ヲ主張シ得ヘキ地位ニ置カルルコトヲ要スルモノナルカ故ニ裏書人ノ回復スヘキ手形上ノ権利カ有効ニ存続スルコトハ償還義務ノ欠クヘカラサル前提条件ナリト為スハ夙ニ当院ノ判例トスルコロニシテ（大正十年九月九日当院判決参照）今尚之ヲ改変スルノ要アルヲ見ス」とする。

右等は従前からの判例として紹介されて来たものであるが、以下は最近第一審から上告審まで一連の興味ある判断の示された判例である。

(三)、東京地裁昭和五年四月九日付判決判例時報八二八号八五頁は「振出人堀池稔の支払債務ノ消滅時効は昭和四九年八月二九日を最後として全部完成したことになる。……そうすると仮に被告（裏書人）が原告（所持人）に償還義務を履行して手形を受戻しても、被告が振出人に再請求する道は塞がれているわけであるから、被告は受戻による失費を回収することが不可能となる。従って約束手形の最終支払義務者が時効により義務を免れる場合は中間の償還義務者の義務も消滅するとしなければ、約束手形の支払に関する法の建前に反することとなるので、被告の原

告に対する手形債務は堀池の債務の消滅に伴ない消滅したものと判断する。」とした。

四、右に対し東京高裁昭和五三年七月二八日付判決判例時報八九六号七五頁は、前(三)の控訴審判決であり、事実の概略は次のとおりである。

振出人Aは約束手形九通(合計金額二、九〇〇万円、もつとも遅い満期昭和四六年八月二九日)を振出し、支払担保のためYが裏書し、Xがこれを所持していた。

裏書人Yに対するXの手形債務の消滅時効が完成した昭和四七年八月二九日以降の同年一月二七日にYはXに対して右九通の手形債務の支払を約束する確認書を差入れ、さらに昭和四八年三月六日YはXに対し内金五〇〇万円を支払い、残り八通二、四〇〇万円について同年三月一五日限り支払を約束する確認和解書を交した。

昭和四八年三月三〇日XはYに対して訴を提起し、同年六月二四日付にてYはA宛に訴訟告知をし、同月二六日同告知書はAに送達された。

昭和五一年四月九日第一審判決(前(三))があり、その後の同年一月二七日YはAに対する訴訟告知を取下げた。

判決の要旨は、

「これを要するに本件では裏書人たる被控訴人(Y)は、①自己の償還義務について消滅時効の利益を放棄した上、所持人たる控訴人(X)及びその代理人に対して再三にわたって支払義務あることを認め、確実にその履行がなされるものと期待を抱かせながら、その信頼を裏切ってこれを履行せず、②本件訴訟においても手形裏書自体を否認したり、その他種々の主張を提出することによってその審理に長期間を費やさせる一方で、③償還義務を履行することによって振出人(A)に対し取得すべき手形金請求権について、一旦みづから消滅時効を中断する措置をとりながら、控訴審に至り不利益を承知のうえでこれを撤回したのであるから、その結果としてたとえ現在では振出人(A)に対して手形金の支払を請求することができず、償還による失費回復の余地が存在しなくなったとしても、被控訴人(Y)は信義則に照らし控訴人(X)に対する償還義務の履行をまぬがれることはできないというべきである。なお約束手形の振出人の手形金支払義務につき消滅時効が完成した場合には所持人は裏書人に対しても償還請求権を行使することができなくなること解した判例があるが(前記(一)、(二)の判例を引用)いずれも現行手形法が施行される以前の事案に関するものであるうえ、本件では裏書人が自己の償還義務について消滅時効の利益を放棄し、しかも振出人に対して取得すべき手形金請求権についてみづから消滅時効を中断する措置をとっている点で事実を異にするから、右各判例のあることは、前記判断をす

手形の主たる債務の時効消滅と償還義務

手形の主たる債務の時効消滅と償還義務

るについての妨げとはならないものと解される。」とする。

(四)、さらに最高裁昭和五七年七月一五日付判決判例時報一〇六二号一三七頁は右四の上告審判決である。

「約束手形の振出人の手形金支払義務につき消滅時効が完成した場合には、裏書人の償還義務もこれに伴って消滅すると解すべきである……」  
としながら（その理由は示されていない）、①約束手形の裏書人自らが所持人に対して自己の償還義務について、その時効経過後に消滅時効の利益の放棄ないし債務の承認をしたうえ、専ら自己に対する信頼に基づいて右手形を取得した所持人及びその代理人……に対して再三にわたり……右手形金支払義務があることを認めるような態度を示し、同人らに確実にその履行がされるものと期待を抱かせながら、のちに態度をひるがえし、その信頼を裏切つて償還義務を履行しようとはせず、②已むなく右所持人より提起された手形金請求訴訟においても当該手形の裏書自体を否認したり、その他種々の主張を提供して引延しとみられる抗争をすることにより、その審理に長期間を費させ、その間に所持人が専ら裏書人を信頼してその義務履行が確実にされるものと期待する余り、振出人に対する手形請求権について消滅時効中断の措置を怠ったがために振出人の手形金支払義務が消滅したのに乗じ、これに伴って自己の裏書人としての償還義務も当然消滅するに至ったとして右義務の履行を免れようとする所為にでるようなことは著しく信義則に反し許されないものと解するのを相当とする。」と判示した。

以上(三)～(四)の判例では、第一審の(三)は通説及び従来判例に従って所持人Xの敗訴とした。しかしその結果が妥当でないので、控訴審の(四)は従来判例の考え方を採らないか、少くとも事案が異なるとして、所持人Xの勝訴とした。これに対して上告審(五)は通説及び従来判例の立場をとりつつ、信義則という一般規定によって結論の妥当性を図り、所持人Xの勝訴としたのである。

(六)、なお、主たる債務が時効消滅したとき手形保証債務が存続しうるかどうかについて、最高裁昭和四五年六月一八日付判決判例時報五九七頁は、「主たる債務者の手形債務につき消滅時効が完成した場合にも手形保証債務が消滅しないものとするときは、手形保証人がその債務を履行した後に主たる債務者に対し求償権を行使しても、主たる債務者から自己の消滅時効を援用されて、手形保証人は求償の途を失う事態を生ずることになり、手形保証の性質に反するものといわねばならない。されば主たる債務につき消滅時効が完成したとき手形保証債務も消滅し手形保証人は手形所持人の請求に対してはみずから主たる債務者の手形債務の消滅時効を援用することにより保証債務の消滅を主張してその履行を拒むことができるものと解するのが相当である。……」と判示している。

右のとおり判例は主たる債務が消滅時効に罹った場合に償還義務も消滅するものとし、その理由としては前記二、通説の(2)の理由を根拠としている。

#### 四、

一、手形行為の独立性ないし手形債務の独立性の原則にも拘らず、主たる債務である為替手形の引受人或いは約束手形の振出人の手形債務が弁済によって消滅すれば全手形関係は目的を達し、従たる債務である裏書人等の償還義務は消滅する。免除、相殺、代物弁済もこれに準ずる。この意味でも償還義務は二次的、補充的な存在であるが、前記二の通説の理由(1)は消滅時効を右等に準ずるものとし、主たる債務の時効消滅によって従たる償還義務も消滅するのである。

しかし消滅時効を弁済と同様に扱うことには疑問がある。けだし、①消滅時効は弁済と異なり、経済的に手形の終局目的を達するものではないこと(同旨前記伊沢)、②時効の効果は相対的であること、③時効の効力は援用によって生じること、④時効の完成には手形の受戻を伴わないこと等の不確定要素があるからである。

したがって償還義務が二次的であることのみをもって直ちに主たる債務の時効消滅により償還義務も消滅するとは足りず、通説判例は前記(2)の理由を根拠とする。即ち手形法五〇条により償還義務者が手形の受戻を主張することができるのは主たる債務者に対して再度求償するためであり、主たる債務者に対する手形債権が時効消滅してしまった手形では再求償はできないのであり、しかも主たる債務の時効消滅は所持人の責任というべきであるから、その不利益は所持人が負担すべきであるとするのである。

二、しかし乍ら手形債務の消滅時効の効力は相対的であり、その中断も相対的個別的である。

手形行為の独立性にもとづき手形上の債務者が数人ある場合にも、その夫々に対する権利は独立して時効に罹る。したがってある遡求義務者に対する権利が時効により消滅しても、他の遡求義務者や振出人に対する権利は、その権利について時効が完成しない限り、当然には時効によって消滅することはない(前記田中誠二、二六二頁)。

通説判例は約束手形の振出人の手形債務が時効消滅すれば、裏書人に対する所持人の償還義務も消滅するというが、その場合漠然と「振出人

手形の主たる債務の時効消滅と償還義務

#### 手形の主たる債務の時効消滅と償還義務

の「手形債務」とするのみで、それが所持人に対する債務を指すのか、或いは裏書人に対する求償債務を指すのか明らかになっていない。言い換えれば振出人の手形債務が相手方を何人として時効消滅した場合の効力が所持人の裏書人に対する償還請求権を消滅させるのかという点について明確に言及されてはいない。

推測するところ、通説判例の考え方は振出人の裏書人に対する求償債務を指すものと解される。けだし、通説判例は振出人の手形債務が時効消滅し、裏書人の再求償の権利行使が不能となったことを所持人に対する裏書人の遡求義務消滅の理由としており（前記二鈴木など）、また前記三、四の東京高裁の判例は所持人の振出人に対する消滅時効が完成しても、裏書人が振出人に対する求償権について時効中断すれば、所持人の裏書人に対する償還請求権は消滅しない旨判示している。

もし反対に所持人の振出人に対する手形債務を指すと解するならば、所持人の受ける消滅時効の効力が裏書人に及ぶこととなり、時効の相対性の原則に反すること明らかである。実質的にも裏書人としては自己の振出人に対する求償の途がある限り、自己の償還義務の消滅を主張する利益の根拠はない。

それゆえ通説判例によれば、裏書人の振出人に対する求償権が時効消滅するために所持人の裏書人に対する償還請求権が消滅すると説くものと理解できる。

果してそうとして、通説判例は所持人が振出人に対して時効中断しなかったため、裏書人が振出人に対する求償権を失なうのに至ると言うが、所持人が自分の振出人に対する手形債権の時効中断をしても、裏書人においてその効果を援用し、裏書人の振出人に対する求償権の時効中断の主張ができるということの論理的根拠は何ら示されていないし、かかる主張を認めることが手形法七一条の時効中断の相対性個性の原則に反すること明らかである。

反面手形法七一条の原則によって、所持人の立場から裏書人の振出人に対する求償債権の消滅時効の中断をなす術はない。

それ故さらに所持人が振出人及び裏書人に対して手形債権の消滅時効を夫々中断して、両債権の存続中であっても、それとは無関係に裏書人の振出人に対する求償権は消滅時効に罹かると考えられ、通説判例によればその場合所持人は裏書人に対する償還請求権を失なうに至ることとなるが、通説判例においては、かかる点について何ら触れられていない。



三、このことは法律実務上重大な事態を招く虞れがある。

(1)例えば裏書人の信用で約束手形を受取った所持人は(前記三、(3)・(5)の判例のケースもそうである)、振出人の支払を期待しておらず、不渡となっても裏書人に対して支払請求をし、支払のない場合には裏書人に対してのみ訴訟を提起するケースが多い。ところが通説判例の考え方であれば、所持人は裏書人に対して勝訴の確定判決を得ても安心しておれない。裏書人の振出人に対する求償権の消滅時効が事実審の口頭弁論最終後に完成すれば、裏書人の請求異議の訴(民事執行法三五条)によって所持人は敗訴することとなる。

(2)、しからば所持人が振出人と裏書人両方を相手取って訴を提起すればどうか。その場合所持人の振出人及び裏書人に対する各時効は勿論中斷する。しかし裏書人の振出人に対する時効中斷には関係がない。したがってその時効が完成すれば所持人は裏書人に対する請求について敗訴せざるを得ない。

(3)、さらに、所持人が振出人と裏書人とを相手取って勝訴確定判決を得た場合(これは所持人の立場としては自分の権利の保全のため最大限の処置をとった訳である)、所持人は民法一七二条の二により一〇年間振出人及び裏書人に対して請求権を主張できるものと安心しているのが通常である。

ところが右の判決後裏書人の振出人に対する求償権の消滅時効が完成すれば、所持人の裏書人に対する権利は消滅するので、(1)と同様裏書人の請求異議の訴で所持人は敗訴せざるを得ないことになる。

右の裏書人の振出人に対する求償権が消滅時効に罹る場合というのは、必ずしも裏書人の故意或いは振出人との通謀という作爲的事実がなくても、極く通常に発生する可能性がある。そのみならず、裏書人としては手形を所持していないのであるから、後述のとおり時効中斷に手形所持を不要と解さなければ、自ら時効中斷をすることすら出来ないことであるともいえる。

以上のような結論が耐え難い不当性を有することは多言を要しない。前記三、(三)・(五)の判例の事案も通説判例の理論の實務的破綻を示すものというべきである。手形法律関係は本来技術的である。当事者が多少の技巧を用いたとしても、一般規程で対処するのは軽々にすべきではない。四、以上要するに通説判例によれば、所持人は自ら中斷する術のない振出人と裏書人間の手形債務の時効消滅の効力を受けることになり、その不当なこと明らかである。通説判例によれば、それは所持人が振出人に対する債権の消滅時効を中斷しなかったからであるとするのであるが、

手形の主たる債務の時効消滅と償還義務

#### 手形の主たる債務の時効消滅と償還義務

所持人が振出人に対して時効中断をしてもその効力が手形法七一条に拘らず裏書人に及ぶとする根拠は何ら示されていないのであり、論理性を欠くといわねばならない。

このように通説判例はその論理性を欠くのみならず、その結果の不当なこと右に述べたとおりであり賛成できない。

それゆえ手形債権の独立性、及びその消滅時効並びに中断の相対性個別性の原則に従って、主たる債務の時効消滅は償還請求権の存続に影響を及ぼさないと解するのが相当である。

五、なおその場合に手形を未だ受戻していない遡求義務者に時効中断の途を開かなければならない。主たる債務の消滅時効の始期が満期日となっており、あたかも除斥期間の如くであって、手形を受戻していなくて権利行使が未だできない遡求義務者に対しても時効の期間がスタートする制度に問題があるのであるが、手形の所持に関係なく時効の進行が開始する以上、手形の所持の有無に関係なく時効中断の途がなければ不合理である。判例は時効中断に関し手形の所持を不要とする（最高裁昭和三八年一月三〇日付判決民集一七卷一号九九頁、同三九年一月二四日付判決民集一八卷九号一九五二頁）。さらに前記三、（四東京高裁の判決では、振出人に対する訴訟告知に時効中断の手形法八六条の適用を認めているが、右の意味でいずれも賛成すべきである。